

政府行動計画変更等による青森県行動計画への影響

1 政府行動計画の変更に係る主なもの

項 目	変 更 後	現 行
抗インフルエンザウイルス薬の備蓄目標量の変更に伴う記述の修正	(資料2 P3に記載のとおり)	
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、独立行政法人通則法等の一部改正を踏まえた用語の整理	(未発生期の対策における情報収集源) 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所
	(県内感染期に備えた医療の確保) 独立行政法人労働者健康安全機構の病院等	独立行政法人労働者健康福祉機構の病院等
	(特定接種の対象となる業種・職務 (1) 特定接種の登録事業者 A 医療分野) 国立研究開発法人国立がん研究センター 国立研究開発法人国立循環器病研究センター 等6機関の名称変更	独立行政法人国立がん研究センター 独立行政法人国立循環器病研究センター
	(特定接種の対象となる業種・職務 (1) 特定接種の登録事業者 B 国民生活・国民経済安定分野) 体外診断用医薬品製造業 再生医療等製品販売業 再生医療等製品製造業	(追加) (追加) (追加)
その他用語の適正化のための技術的修正等	新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議	新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議

2 本県の組織改編等に係る主なもの

項 目	変 更 後	現 行
県新型インフルエンザ対策推進本部の本部員	(削除) ※危機管理局が新たに設置されたため、各部局長に危機管理局長も含むこととなる。 防災危機管理課長 行政経営管理課長	行政改革・危機管理監 防災消防課長 行政経営推進室長
県健康危機管理庁内連絡会議の構成員	財政課長 防災危機管理課長 警察本部警備第二課長	(追加) 防災消防課長 (追加)
県新型インフルエンザ等対策本部の構成員	(削除) ※危機管理局が新たに設置されたため、各部局長に危機管理局長も含むこととなる。	行政改革・危機管理監